

国際大会代表選手選考規程

(目的)

本選考規程は、一般社団法人日本ろう者テニス協会（以下「本協会」という）が、ろう者テニスの国際大会に派遣する日本代表選手（以下「選手」という）を選考する基準及び手続を定めるものである。

1. 選考に際して基準とする事項

国際大会に派遣する日本代表選手は、下記の事項を全て満たした選手の中から、各国際大会において最もメダル獲得が期待できる選手を選考するものとする。なお、世界ポイントの保有数は選考基準には含まれない。

- (1) 一般財団法人全日本ろうあ連盟（以下全日ろう連とする）の会員および本協会の会員であること。
- (2) 国際ろうあスポーツ連盟世界大会規程による聴力条件を満たしていること。
- (3) 日本国籍を有していること。
- (4) 国際選手として、倫理規程を遵守し、日本代表として相応しい行動が取れること。
- (5) 本協会が国際大会ごとに別途定める選考基準を満たしていること。
- (6) 本協会が行う強化合宿をはじめ、各種行事に参加が可能であること。
- (7) 本協会の強化指定選手であること。

2. 国際大会代表選手の決定

- (1) 国際大会代表選手は、理事会にて決定する。
 1. 強化統括部長が選出メンバー案を決定し、本協会理事会が審議の上、出席者の過半数の賛成を獲得した者を代表選手と決定する。
 2. 代表選手決定後、速やかに強化統括部長は代表選手の発表を行う。

3. 国際大会代表選手の遵守事項

国際大会代表選手は下記のことを遵守しなければならない。

- (1) 強化合宿への参加
- (2) 指定された国内および国際大会への参加
- (3) 指定された全日ろう連主催等行事への参加協力
- (4) 健康など医学的状況変化の報告
- (5) アンチドーピングに関する規程
- (6) トップアスリートとして、礼儀と規律

4. 代表選手の決定の取消し

- (1) 国際大会代表選手として決定した後であっても、本協会の倫理規程および行動規範・コンプライアンス規程に違反する行為が認められた場合には、代表選手の決定を取り消す場合がある。

附則 1 本規程の改廃は理事会の決議により行う。

2 この規程は、令和8年4月1日から施行する。